

令和6年度瀬戸市特別職報酬等審議会 審議結果

1 開催日時	令和6年12月23日（火） 午前10時から正午まで
2 会場	瀬戸市役所 本庁舎4階 庁議室
3 出席者	○委員 6名 瀬戸商工会議所会頭、瀬戸商工会議所女性会長、 瀬戸青年会議所理事長、瀬戸消費生活クラブ生活学校会長 瀬戸市社会福祉協議会長、連合愛知尾張東地域協議会事務局長、 ○事務局 5名 行政管理部長、人事課長、人事課課長補佐、人事給与係長、議事課長
4 欠席者	無し
5 委員の任命	出席者6名全員を任命
6 会長の選出	互選により瀬戸商工会議所会頭を会長に選出
7 職務代理者	会長が瀬戸市社会福祉協議会会長を指名
8 議題	特別職（市長・副市長・教育長）の給料、市議会議員（議長・副議長・常任委員長・常任副委員長・議員）の報酬の額について
9 審議結果	特別職の給料月額、並びに市議会議員の報酬月額は「引き上げ」とすることで、委員全員の意見が一致した。
10 答申内容	別添のとおり
11 委員意見	[引き上げ要因] ・今年度の人事院勧告において、一般職の国家公務員の月例給が引き上げられたことを踏まえ、瀬戸市の一般職の職員の月例給が引き上げとなったため、特別職の報酬等についても引き上げとすることが適当である。 ・愛知県内各市の審議結果や審議状況を見ると、引き上げ又は引き上げを検討する市が多いため、他市との均衡を考えれば、同様に引き上げとすることが適当である。 ・近隣の尾張旭市は、11月に答申がされ、国家公務員の指定職俸給表の平均改定率と同程度の1.1パーセントを引き上げることが適当であるとの内容になっている。 ・健全な財政運営がなされていることも、引き上げの判断材料とすべきである。 ・引き上げの場合の特別職の給料月額並びに報酬月額については、国家公務員の指定職俸給表の平均改定率を元に、引き上げ額を検討することが適当である。なお、引き上げ幅については、他市と同一にする必要はなく、瀬戸市の状況を十分に考慮したうえで、決めるべきである。 ・陶磁器等の地場産業を支える市内中小企業・小規模事業者の厳しい経営環境を考慮し、引き上げ幅は抑制することが適当である。 [据え置き要因] ・消費者の視点から見て、物価高や燃料費の高騰の影響など、市民の生活は未だに苦しい状況が続いているため、据え置きの方向で検討すべきである。 ・瀬戸市の下水道料金は令和7年4月請求分から値上げとなり、家計への負担が増加することとなるため、市民感情も考慮し、据え置きの方向で検討すべきである。 [引き下げ要因] ・なし [結論] ・これらの審議内容を総合的に勘案し、当審議会としては、瀬戸市の一般職の職員の月例給が引き上げとなったこと、瀬戸市の財政状況及び県内他市の動向などを踏まえ、引き上げの答申を出すこととする。 ・瀬戸市の特別職の給料月額並びに報酬月額については、国家公務員の指定職俸給表の平均改定率を下回る0.2パーセント程度引き上げることが適当である。 以上